

平成29年5月2日

## (2) 配置計画について

---

伊豆の国市  
公共施設整備推進課

### 埋立地の考え方

平成28年度

「土壤汚染対策法」に則し自主調査を行ったところ、土壤汚染は存在しなかった。

平成29年度

周辺住民、周辺環境に配慮した措置方法を、土壤汚染調査技術管理者、RCCM(地質)、技術士(衛星工学部門 廃棄物処理)といった有資格者とともに検討中。

参照法令等

- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 最終処分場跡地形質変更に係る施工ガイドライン

## (2) 配置計画について

### 埋立地の考え方

埋立地の考え方については、検討中ではあるが、廃掃法に関連する「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」では、「土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、安定的であった地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることで、その廃棄物の発酵や分解が進行してガスや汚水が発生するなど、生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがある。」とあり、生活環境及び安全性に配慮し、**原則として埋立部分には施設を建設しないものとする。**



建物をこれ以上北側に大きく動かすことは難しい。

### 配置計画について、今後市で再度調整する事項

- 調整池の位置。排水先、方法の調整。
- 進入専用車線等の設置に関する警察協議及び調整。
- 景観、周囲からの見え方に関すること。（生活環境影響調査にて検討）